

〔法学新報〕第22卷3(251)号 明治45年3月1日

○各校学生聯合大演説会 去る一月二十八日中央大学辞達学会の主催により午後一時より都下各大学並に専門学校の学生聯合演説会を開催したるか当日は聴衆特に多くさしにも広き大講堂も二時頃に至り立錐の余地なく已むを得ず入場を謝絶したる程にて近來稀に見る盛会なりき定刻会長法学博士花井卓蔵氏登壇開会の辞を述ふ其大要は「弁論の効果は実に偉大なり社会に於ける活動は主として弁力と腕力となり余は弁論と云はずして特に弁力と云ふ何となれば力ある弁論を望むを以てなり我辞達学者の目的亦力ある弁論を欲し効果ある弁論を得んと欲するにあり各学校に於ける弁論会の理想亦然るへし而して力ある弁論を得んと欲すれば冗長を排し散慢を避け宜しく簡約なるを旨とすへし寸鉄殺人の語あれとも未だ尺鉄殺人の語を聞かず況んや丈鉄の長きに於てをや近來仏国には法廷弁論の簡潔を唱道せる学者あり眼を転し物質界の進歩を見るに何事も急速にして効果あるを尚ふ鉄道然り電信然り電話然り云云本日は此席に於て多数諸君の雄弁を聞くことなるへきか諸君にして愚見を諒とし弁論の簡潔を図らんか所謂余音瀟瀟として趣味尽きさるものあらん之を以て開会の辞となす」と云ふに在り……次て早稲田大学の高須安一氏は時代の要求と題し「現内閣は大選挙区にては選挙

運動激烈の爲め従て違反者を多数出すとの理由の下に小選挙区に改めんとすれとも小選挙区にては大人物を得難く又大選挙区に譲らざるの弊害あれば之か改正は断して行ふへからず而して普通の人は学識経験あるとも政治に關与するは多く四十歳前後にあらずや然るに華族は何等の功蹟力備なき者と雖も二十五歳にして政治に關与することを得是れ不可なり須らく彼等の資格を引き下けて以て普通人と同格になすへし若し夫れ選挙権に至ては我国は納税額に依て之を制限するか故に有権者は五十人中僅に一人の割合なり是れ我国政の拳からざる所以宜しく中学卒業以上の者には選挙権を与ふへし」と論し……法政大学の山形徳太郎氏は東亜之風雲と題し「支那帝国は革命思想所に湖漫し今や民軍は共和政体を組織するに至りたり余は我国か今日尚ほ之を認めざるを遺憾と爲す一国外交の失敗は其影響する所頗る大宜しく主義方針を定むるとともに速に支那民軍の共和政府を認め此暗胆^膽たる東亜の風雲を一掃せよ」と論し……第一高等学校の栗田好雄氏は莊美なる壞滅と題しイヌクワデンか孤島に於て寂漠を感じし事より説き起し懷疑に付き熱心なる弁論を試みられ……高等師範学校の相沢二郎氏は教育と宗教と題し「諸君は新聞紙上に於て近來内務省の官僚か宗教利用の運動を始めたるを知れるならん此際教育家として此問題に対する態度を決するの要あるを思ふ内務省の官僚か之を唱道するの動機は実に稚氣を帯ふるも其精神は可なり吾人の此提案に対する態度如何世界の趨勢を見るに近年宗教と教育との關係は順次相分離して其關係年年薄くに至るを見る蓋宗教は各人個個に信仰すへ

きものにして道徳は国民万人に通して行はるべきもの其分離は当然の趨勢なり我国学校に於ては知育と訓育とを以て児童を啓発す而して動もすれば悪弊を生し易き宗教を採用せず故に今更ら西歐諸国が失敗を重ねたる如き愚策を採用する要なからん而も各生徒は種種なる宗教に属すべきか故に教師が児童に反対する如き態度を採るは不可なり殊に宗教心を有する児童の信仰を萌芽の中より破壊するは戒むべき事と云はざるへからず吾人は宗教の通義は慈悲にありと觀察す宗教心は本来人間の忘我なり此種の問題は家庭と相俟つて研究すべきもの今の我国多くの家庭が児童を唯学校に託して己自ら何等意を用ひざる如きは大きな誤謬なり希くは諸君と共に此問題を研究し時勢に適し国情に合する解決を得んことを」と論し……明治大学の徳野真氏は日本帝国之将来と題し「我国の将来如何我国は世界の六大強國中非常の勢を以て発展すべき運命を有するものなり凡そ一国の進歩発展は（一）懷疑思想（二）船舶（三）勇氣（四）他を同化する力此四者を具備せざるへからず而して我国は実に能く此四者を備ふ然らば其発展策如何今や列国はラテン主義又はゼルマン主義等を唱へ世界的大経済団体を組織して競争しつつあり我國も宜しく世界的経済団体に加入すべきなり而して国家の發展上戦争は避くへからざることなり故に充分に軍備を為すことを今一人の所有高を六百円とすれば日本は一人の軍備費負担額は其一万分の三十六英國は四十六列国平均は四十六なり固より国富に差異あれとも我国の軍備負担は未だ甚しく重きにはあらず今後相当に軍備を為すの要あり斯くして我国は将来大なる發展

を遂ぐることを得へし余は此点に付て樂觀せる者なり」と論し……慶応義塾大学の水野知房氏は「プロレタリア」の救済と題し我国の「プロレタリア」は飢えの爲めに働き頭脳は衰え自由は束縛せられつつあり之か救済を為さされは政治も教育も将宗教も其実を挙ぐることを得ざるへし彼等を救済するは平凡政治家の出来得る所にあらず今や我国は露のカボン長老の如き人物出て「プロレタリア」の救済を為さざるへからず」と論し……中央大学の常田力氏は清国の革命に付てと題し「吾人は支那国民の思想及び沿革の特質を深省し支那統治の唯一の善良なる方法は現今に於て一国統治立憲君主制を最も可なりと信す民主共和の思想は西洋思想の産物なり而して近世共和思想の根源は之を二に分つ一つは極端なる圧制政治に対する極端なる反動なり一は新開地建国なり前者は圧制撲滅に全力を傾け善後策を慮るに反く後者は沿革上階級を設くる能はざるに因る歐洲の共和国は前者に属し亞米利加大陸の共和国は後者に属す独り支那に於ては其何れにも当らず現今の支那共和の思想は模倣的なり舶来の煽動に因る現今の支那国民は善政を欲す然れ共共和を欲するものにあらず其共和を欲するか如く見ゆるは風を望んで雷同するのみ殊に歴史を溯れば支那は四千年の間専制政治強力政治圧迫政治英雄政治を以て治り為政家は天才的善政を布き国民は之に服従して喜ひとなす国民思想の表彰たる古代の典籍に觀るも明なり我日本国は列國中支那に最も密接の關係を有す支那の治乱興亡は直に重大の影響を帝国に及ぼす云云東洋の平和を確立するには支那をして秩序ある立憲政治を行はしむるの外

あらず而して之を誘導するは一に帝国の責任なり」と論し……高等商業学校の池上正平氏は暗殺論と題し暗殺の社会生存に及ぼす効果に付き快弁を振ひ……日本大学の辻重四郎氏は理論と實際と題し「世人は理論と實際とは往往相反するものなりと云へとも理論と實際とは必しも一致するものにあらずとも同一方向に進むものたるは蔽ふへからず若し理論と實際とが相反する場合には其国民は亡滅す実に理論は實際に先つことを数歩にして之か基礎となりて国民の向上発展を為さしむるものなり」と論し……帝国大学法科大学の中村泰次氏は刑罰否認論と題し刑罰に矛盾あること、不公平あることを詳にし斯る悪法は之を全廃して他の善良の策を立つへしとて犯罪は未然に防ぎ得ること難からずとし先つ刑罰を廃止し第一歩として犯罪人を解放即ち拘禁せずして放逐せよと論し更に各人の自衛と国家か犯罪を未然に予防するの立法政策に付き詳述する所あり尚ほ米国法学博士岡田泰蔵氏、弁護士堀江専一郎氏、高崎介蔵氏等の有益なる演説あり而して法学博士江木衷氏は「諸君は何を学ひつつありや」と題し左の如く演説せられたり

諸君 今日諸君と共に焼芋党の一人となり「諸君は何を学ひつつありや」を問はんとす斯く問はば諸君は法律を学ひつつありと答ふへし然らば問はん諸君か学ひつつある手形法の中に「振出地」なる文字あり此文字の意義如何諸君は或は東京なりと答へ或は大阪なりと答ふるやも知れず然れとも之を東京と解し之を大阪と解するは門前の代書人尚ほ且之を能くすへし断して法律を学ひつつある諸君の解答にあらず振出地

の意義は西欧の歴史を研究すれば一目にして瞭かなり其起源の一として國中の国と称せられたる子ーブルスの例を挙ぐへし中世の伊太利には多くの国家あり之か為め振出たる手形には子ーブルス又は何何等国名を記入するの必要ありしなり因習の久しき取引上の習慣となり歐洲諸国の法律か之を踏襲して地名を書き来りたるを起源とす我手形法は唯之を翻訳したるに過ぎず

第二の例を以てせんか刑事訴訟法には審判の都度訴訟書類の全部を被告人に読み聴かすへしとの条項あり然れとも其不要なることは判檢事之を知り弁護士も亦之を知るか故に常に之を省略す然れとも其省略は違法にして上告の理由となるか故に調書の中には之を録せず此の如き不用なる規定何か故に存するか是れ亦法律翻訳の中毒のみ歐洲には陪審員の制度あり而も陪審員は時時に交替するものなるか故に参与する事件の経過を審にせず茲に於てか一件書類を通読して事件の推移を諒得せしむるの必要あり然るに之を直訳して未だ陪審制度なき我國に行はんとす時に矛盾を生し不要の規定を見るは必しも智者を俟たずして瞭かなる所なり

第三の例を以てせんか民法には財団法人と社団法人と二種の法人あり而かも民法に於ては僅に設立の手續を異にする外大なる差別あることなし是れ亦独逸民法の糟粕を舐めたるに依る蓋財団法人は独逸帝国に於ては行政法中に規定せらるるも社団法人に付きては帝国民法に於て規定せらる此二者を併せて翻訳したるか故に此の如き結果を生したり財団法人は何か

故に官許を必要とするか之を明瞭ならしむるには立法の淵源に遡るを要す英国の信託法は大陸諸国の財団法人に相当す財団法人には死亡なし財団法人には租税を課すことを得ず茲に於てか財団法人には設立上多大の制限を加ふるの必要あり是れ財団法人の官許を要する所以なり

諸君 法律の研究は其立法の目的を探求し其沿革を審にするにあらざれば法律を学ひたりと言ふへからず区々たる成文の暗記や用語の解釈は門前の代書人と誰も之を能くすへし故に諸君にして代書人たるに甘んぜず法律家たらんと欲せば此点に留意し立法の理由を研究して法律の精神を会得するに務めざるへからず然れども諸君か其必要を覚らざるは畢竟教へざるか故なり然れども其教へざるの理由に付きては諸君自ら反省せざるへからざるものあり

明治の年代を通して日本の上下か最も屈辱を感じたるは治外法権の制度なり故に其撤廃は或時代に於ける有力なる輿論なりき而して其必要は時の政府も亦之を認めたり然るに治外法権の存するは各国との条約に依る茲に於てか条約の改正は實に朝野を震撼するの問題なりき而して其改正を得んと欲すれば我国をして歐羅巴の如く文明ならしめざるへからずと称し遂に有名なる鹿鳴館の燕遊会は開かれたり慈善事業は起され赤十字社も亦設けられたり而して我国より彼に對し条約の改正を求め治外法権の撤廃を請求したるも各国未だ司法の不備を口実として承諾せず茲に於てか急に民法も制定せられ刑事訴訟法も亦發布せられたり然るに急造の法律にして民情風俗

に適せざるもの多く其実施を否とするの有志を生したり茲に於てか時の政府は政策の遂行上法律改正に反對する有志を捕縛するの必要を生し法律は陪審制を排して独裁裁判制を採用したるなり新刑法は吾人も其立法に携はりたるものなるか当然解釈の美名の下に旧刑法第二条に於て宣明せし「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト誰モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」なる文字を刪除し百尺竿頭更に一步を進めたり識者か人權の蹂躪を叫ぶ決して偶然にあらず

立法の事情以上述べるか如し外国法を説き立法の淵源を探究せんか政策上統続不利益なる結果を生すへきか故に為政者は時の法律教育をして章句の解釈字義研究の末に馳せしめ所謂錙銖の微を弁析するにあらざれば官吏登用試験に採用せず其余波は遂に今日の学校教育に影響を及ぼすに至りたるなり時勢の進歩に伴ひ新しき教育方法は無論採るに至るへきも我國の今日には法律教育なしと断言す又良好の著述として時代の公衆に推薦すへき法律書一もあるなしと断言す現代の法律教育に對する愚見此の如し諸君は何を学ひつつありやの演題を掲げ敢て諸君の反省を乞はんとする所以なり

最終に至り法学博士奥田義人氏は急霰の如き拍手に迎へられて登壇政治家の徳義に付き英国政治家の例を引て面白く講演せられ六時半閉会したり因に奥田博士の演説は極めて有益と信すれども紙面の都合上今回之を掲載する能はず次回まで延期することをとせり(委員報)